

## 付 議 第 2 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る  
意見聴取に関する議案

平成 29 年 12 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表21の項中「台風時等に危険を伴う」を「異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場又は当該現場における重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う」に、「820円」を「2,160円」に改め、同表備考4及び同表備考5を削る。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則に次の2項を加える。

(特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例)

15 職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

16 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子

力事業所」という。)の敷地内において行う作業

- (2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業(前号に掲げるものを除く。)

別表第1、別表第3及び別表第4を次のように改める。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「413,800円」を「414,300円」に改め、同項第2号中「67,400円」を「67,500円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の77.5」に、「100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」を「、6月に支給する場合には100分の38.5（特定幹部職員にあつては、100分の48.5）、12月に支給する場合には100分の39（特定幹部職員にあつては、100分の49）」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中「375,000」を「376,000」に、「424,000」を「425,000」に改める。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の153」とする」を「100分の157」とする」に改める。

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の153」を「100分の155」に、「100分の157」を「100分の155」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表中「398,000」を「399,000」に、「459,000」を「460,000」に改め、同条第2項の表中「331,000」を「332,000」に、「367,000」を「368,000」に、「396,000」を「397,000」に改める。

第6条第2項及び第3項中「100分の153」とする」を「100分の157」とする」に改める。

第6条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の153」を「100分の155」に、「100分の157」を「100分の155」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第7条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に改める。

附則に次の2項を加える。

（特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例）

- 16 職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、第16条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。
- 17 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下この項において「特定原子力事業所」という。）に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（特定原子力事業所の敷地内において行う作業を除く。）に従事したときは、第16条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。
- 別表第1及び別表第2を次のように改める。

第8条 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項第1号中「100分の80」を「100分の77.5」に改め、同項第2号中「100分の40」を「、6月に支給する場合には100分の38.5、12月に支給する場合には100分の39」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第9条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の80」に、「100分の95」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の37.5」を「100分の40」に、「100分の47.5」を「100分の50」に改める。

附則第14項中「をいう。」を「をいう。次項において同じ。」に改め、同項の次に次の2項を加える。

(東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例)

15 職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であって、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの（東日本大震災を除く。）をいう。）に対処するため死体の取扱いに関する作業（第13条第2項の表17の項の特殊勤務手当の支給の対象となるものを除く。）で人事委員会が定めるものに従事したときは、同項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

16 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった場合で、職員が次に掲げる作業に従事したときは、第13条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（次号において「特定原子力事業所」という。）の敷地内において行う作業

(2) 特定原子力事業所に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（前号に掲げるものを除く。）

別表第1を次のように改める。

第10条 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の80」を「100分の77.5」に、「100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「100分の40（特定幹部職員にあっては、100分の50）」を「、6月に支給する場合においては100分の38.5（特定幹部職員にあっては、100分の48.5）、12月に支給する場合においては100分の39（特定幹部職員にあっては、100分の49）」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員の条例」という。）別表第1、別表第3及び別表第4、第3条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員の条例」という。）第4条第1項、第5条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付研究員の条例」という。）第5条第1項及び第2項、第7条の規定による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の公立学校職員の条例」という。）別表第1及び別表第2並びに第9条の規定による改正後の警察職員の給与に関する条例（以下「改正後の警察職員の条例」という。）別表第1の規定は平成29年4月1日から、改正後の職員の条例第22条第2項、改正後の任期付職員の条例第5条第2項から第4項まで、改正後の任期付研究員の条例第6条第2項及び第3項、改正後の公立学校職員の条例第23条第2項並びに改正後の警察職員の条例第22条第2項の規定は平成29年12月1日から適用する。

（平成29年4月1日から施行日の前日までの間における異動者の号給）

- 3 平成29年4月1日からこの条例の施行の日（次項において「施行日」という。）の前日までの間において、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「改正前の職員の条例」という。）、第3条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付職員の条例」という。）、第5条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（以下「改正前の任期付研究員の条例」という。）、第7条の規定による改正前の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正前の公立学校職員の条例」という。）又は第9条の規定による改正前の警察職員の給与に関する条例（以下「改正前の警察職員の条例」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成30年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

- 4 施行日から平成30年3月31日までの間において、改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日からそれぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要があると認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 5 改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、改正前の任期付職員の条例、改正前の任期付研究員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の任期付職員の条例、改正後の任期付研究員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による給与の内払とみなす。

(期末手当の内払)

- 6 改正後の任期付職員の条例又は改正後の任期付研究員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の任期付職員の条例又は改正前の任期付研究員の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の任期付職員の条例又は改正後の任期付研究員の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(勤勉手当の内払)

- 7 改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の条例、改正前の公立学校職員の条例又は改正前の警察職員の条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、それぞれ改正後の職員の条例、改正後の公立学校職員の条例又は改正後の警察職員の条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。

(人事委員会規則等への委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。



## 別表第1（第5条関係）

## 小学校・中学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,900	169,500	257,500	287,500	413,200
	2	155,400	171,600	260,200	290,600	414,800
	3	156,900	173,700	262,900	293,700	416,400
	4	158,400	175,900	265,600	296,800	418,000
	5	160,000	177,900	268,100	299,300	419,700
	6	161,900	180,000	270,700	302,400	421,300
	7	163,700	182,200	273,200	305,400	422,900
	8	165,400	184,400	275,700	308,500	424,500
	9	167,200	186,700	278,200	311,500	426,000
	10	169,300	189,500	280,700	314,300	427,400
	11	171,300	192,200	283,300	317,200	428,800
	12	173,300	194,900	285,800	320,100	430,200
	13	175,300	197,800	288,300	322,800	431,600
	14	177,400	199,500	290,800	325,100	433,000
	15	179,600	201,200	293,500	327,400	434,400
	16	181,800	202,900	296,100	329,700	435,800
	17	184,100	204,700	298,800	331,900	437,100
	18	186,700	206,400	301,500	334,200	438,500
	19	189,200	208,100	304,100	336,500	439,800
	20	191,700	209,800	306,800	338,800	441,200
	21	194,200	211,600	309,500	341,000	442,500
	22	195,900	213,500	312,100	343,300	443,900
	23	197,600	215,400	314,800	345,600	445,300
	24	199,300	217,300	317,500	347,900	446,700
	25	200,800	219,000	320,200	350,000	448,000
	26	202,400	220,900	322,500	351,900	449,300
	27	204,000	222,700	324,900	353,700	450,600
	28	205,600	224,600	327,300	355,600	451,900
	29	207,300	226,500	329,700	357,500	453,200
	30	209,000	229,000	331,700	359,300	454,400
	31	210,700	231,600	333,900	361,100	455,600
	32	212,400	234,200	336,100	363,000	456,800
	33	213,900	236,800	338,300	364,700	458,000
	34	215,500	239,700	340,300	366,500	458,900
	35	217,100	242,600	342,400	368,300	459,800
	36	218,700	245,400	344,400	370,000	460,700
37	220,200	248,200	346,500	371,900	461,600	

38	221,800	250,900	348,500	373,400
39	223,400	253,600	350,400	375,000
40	225,100	256,300	352,400	376,500
41	226,900	258,900	354,400	377,900
42	228,600	261,500	356,100	379,400
43	230,400	264,000	357,900	380,900
44	232,100	266,500	359,700	382,400
45	234,000	268,800	361,400	384,000
46	235,500	271,200	363,100	385,600
47	237,100	273,600	364,700	387,200
48	238,800	276,000	366,300	388,800
49	240,400	278,300	367,700	390,300
50	242,000	280,800	369,300	391,800
51	243,600	283,300	371,000	393,300
52	245,100	285,800	372,700	394,800
53	246,300	288,100	374,400	396,400
54	247,900	290,600	375,900	397,800
55	249,400	293,000	377,400	399,100
56	251,000	295,400	378,900	400,400
57	252,300	297,600	380,400	401,900
58	253,700	300,200	381,800	403,300
59	255,100	302,900	383,200	404,700
60	256,500	305,600	384,600	406,100
61	257,900	308,000	385,900	407,400
62	259,300	310,500	387,200	408,800
63	260,600	313,000	388,500	410,200
64	261,800	315,500	389,800	411,600
65	263,000	317,800	391,100	412,800
66	264,500	320,000	392,300	414,000
67	266,100	322,200	393,500	415,200
68	267,600	324,400	394,700	416,400
69	269,200	326,600	395,900	417,500
70	270,700	328,800	397,100	418,700
71	272,200	331,000	398,200	419,900
72	273,700	333,100	399,400	421,100
73	274,900	335,200	400,600	422,100
74	276,200	337,400	401,700	422,900
75	277,500	339,500	402,800	423,700
76	278,800	341,700	403,900	424,500
77	280,100	343,700	405,000	425,400
78	281,300	345,500	406,000	426,200
79	282,500	347,400	407,000	427,000
80	283,700	349,300	408,000	427,800

81	284,900	351,000	409,000	428,600
82	286,100	352,800	409,800	429,300
83	287,200	354,600	410,600	430,000
84	288,400	356,300	411,400	430,700
85	289,500	357,800	412,200	431,400
86	290,400	359,400	413,000	432,100
87	291,400	361,100	413,800	432,800
88	292,400	362,600	414,600	433,500
89	293,400	364,300	415,400	434,200
90	294,300	365,600	416,100	434,900
91	295,200	367,000	416,800	435,600
92	296,000	368,400	417,500	436,300
93	296,500	369,900	418,100	436,800
94	297,200	371,200	418,800	
95	298,000	372,500	419,500	
96	298,700	373,800	420,200	
97	299,600	375,200	420,900	
98	300,400	376,300	421,500	
99	301,200	377,400	422,100	
100	302,000	378,500	422,600	
101	302,900	379,700	423,100	
102	303,400	380,800	423,700	
103	303,900	381,900	424,300	
104	304,400	383,000	424,800	
105	304,900	384,000	425,200	
106	305,300	385,000	425,800	
107	305,700	385,900	426,400	
108	306,100	386,900	426,900	
109	306,300	387,800	427,400	
110	306,700	388,800		
111	307,100	389,800		
112	307,500	390,800		
113	307,700	391,600		
114	308,000	392,500		
115	308,300	393,400		
116	308,600	394,300		
117	308,900	395,300		
118	309,200	396,100		
119	309,500	396,900		
120	309,800	397,700		
121	310,000	398,400		
122	310,300	399,200		
123	310,600	400,000		
124	310,900	400,800		

	125	311,100	401,500			
	126		402,200			
	127		402,900			
	128		403,600			
	129		404,400			
	130		405,100			
	131		405,800			
	132		406,500			
	133		407,000			
	134		407,600			
	135		408,200			
	136		408,800			
	137		409,200			
	138		409,800			
	139		410,400			
	140		411,000			
	141		411,400			
	142		412,000			
	143		412,600			
	144		413,200			
	145		413,600			
	146		414,200			
	147		414,800			
	148		415,400			
	149		415,800			
再任用職員		226,300	275,700	303,400	330,300	413,200

- 備考 1 この表は、小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 別表第2（第5条関係）

## 高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	153,900	197,800	257,600	331,900	423,600
	2	155,400	199,500	260,300	334,200	425,500
	3	156,900	201,200	262,900	336,500	427,400
	4	158,400	202,900	265,600	338,800	429,300
	5	160,000	204,700	268,100	341,000	431,200
	6	161,900	206,400	270,700	343,300	433,100
	7	163,700	208,100	273,200	345,600	435,000
	8	165,400	209,800	275,700	347,900	436,900
	9	167,200	211,600	278,200	350,000	438,700
	10	169,300	213,500	280,700	352,200	440,500
	11	171,300	215,400	283,300	354,300	442,400
	12	173,300	217,300	285,800	356,500	444,300
	13	175,300	219,000	288,300	358,700	446,100
	14	177,400	220,900	290,800	360,600	448,000
	15	179,600	222,800	293,500	362,700	449,900
	16	181,800	224,700	296,100	364,800	451,800
	17	184,100	226,500	298,800	366,700	453,600
	18	186,700	229,100	301,500	368,700	455,500
	19	189,200	231,700	304,100	370,700	457,400
	20	191,700	234,300	306,800	372,600	459,300
	21	194,200	236,900	309,500	374,700	461,100
	22	195,900	239,800	312,100	376,600	463,000
	23	197,600	242,700	314,800	378,600	464,900
	24	199,300	245,600	317,500	380,500	466,700
	25	200,800	248,300	320,200	382,100	468,500
	26	202,500	251,000	322,500	384,000	470,200
	27	204,200	253,700	324,900	385,900	471,900
	28	205,900	256,300	327,300	387,800	473,600
	29	207,400	258,900	329,700	389,700	475,400
	30	209,100	261,500	331,700	391,700	477,100
	31	210,800	264,000	333,900	393,700	478,700
	32	212,500	266,500	336,100	395,700	480,400
	33	214,100	268,700	338,300	397,600	482,100
	34	215,800	271,200	340,400	399,300	483,100
	35	217,500	273,600	342,600	401,000	484,100
	36	219,200	276,000	344,700	402,800	485,100
37	220,800	278,300	346,900	404,400	486,200	

38	222,500	280,800	349,100	406,000
39	224,200	283,300	351,200	407,600
40	226,000	285,800	353,400	409,200
41	227,900	288,100	355,600	410,900
42	229,500	290,600	357,600	412,500
43	231,300	293,000	359,700	414,100
44	233,000	295,400	361,800	415,700
45	234,900	297,600	363,800	417,400
46	236,500	300,200	365,900	419,000
47	238,100	302,900	367,800	420,600
48	239,800	305,600	369,900	422,200
49	241,300	308,000	371,700	423,900
50	242,900	310,500	373,600	425,500
51	244,500	313,000	375,600	427,100
52	246,100	315,500	377,600	428,700
53	247,400	317,800	379,600	430,400
54	249,000	320,000	381,400	432,000
55	250,500	322,200	383,200	433,600
56	252,000	324,400	385,000	435,200
57	253,300	326,600	386,700	436,900
58	254,800	328,800	388,400	438,500
59	256,300	331,000	390,100	440,000
60	257,800	333,100	391,800	441,600
61	259,300	335,200	393,500	443,300
62	260,800	337,400	395,000	444,900
63	262,100	339,500	396,500	446,500
64	263,400	341,700	397,900	448,100
65	264,800	343,900	399,400	449,800
66	266,400	346,000	400,900	451,400
67	268,000	348,200	402,400	453,000
68	269,700	350,400	403,900	454,600
69	271,100	352,300	405,400	456,200
70	272,600	354,400	406,800	457,800
71	274,100	356,500	408,200	459,400
72	275,600	358,500	409,600	461,000
73	276,800	360,300	411,000	462,500
74	278,200	362,100	412,400	463,500
75	279,600	364,100	413,800	464,500
76	281,000	365,900	415,200	465,500
77	282,300	367,900	416,600	466,300
78	283,500	369,600	418,000	
79	284,700	371,300	419,300	
80	285,900	373,000	420,700	

81	287,100	374,700	422,100
82	288,300	376,200	423,400
83	289,400	377,700	424,700
84	290,600	379,200	426,000
85	291,900	380,700	427,300
86	293,000	382,200	428,500
87	294,200	383,700	429,700
88	295,400	385,200	430,900
89	296,500	386,600	432,100
90	297,700	388,000	433,200
91	298,900	389,400	434,300
92	300,000	390,800	435,400
93	300,800	392,300	436,500
94	301,900	393,600	437,600
95	303,100	394,900	438,700
96	304,200	396,200	439,800
97	305,200	397,600	440,900
98	306,300	398,600	441,700
99	307,400	399,700	442,500
100	308,500	400,800	443,300
101	309,400	401,900	444,100
102	310,500	403,000	444,700
103	311,600	404,100	445,300
104	312,700	405,200	445,900
105	313,600	406,100	446,400
106	314,500	407,100	447,000
107	315,400	408,100	447,600
108	316,300	409,100	448,200
109	317,300	410,000	448,800
110	317,900	410,900	
111	318,500	411,800	
112	319,100	412,700	
113	319,800	413,400	
114	320,300	414,200	
115	320,800	415,000	
116	321,300	415,800	
117	321,900	416,600	
118	322,400	417,400	
119	322,900	418,100	
120	323,400	418,900	
121	324,000	419,700	
122	324,500	420,200	
123	325,000	420,700	
124	325,500	421,200	

	125	326,100	421,600			
	126	326,500	422,100			
	127	326,900	422,600			
	128	327,300	423,100			
	129	327,600	423,500			
	130	328,000	424,000			
	131	328,400	424,500			
	132	328,800	425,000			
	133	329,000	425,400			
	134	329,300	425,900			
	135	329,600	426,400			
	136	329,900	426,900			
	137	330,300	427,300			
	138	330,500				
	139	330,800				
	140	331,100				
	141	331,400				
	142	331,700				
	143	332,000				
	144	332,300				
	145	332,600				
	146	332,900				
	147	333,200				
	148	333,500				
	149	333,700				
	150	334,000				
	151	334,300				
	152	334,600				
	153	334,800				
再任用職員		235,200	279,100	308,500	337,200	423,600

- 備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。





再任用職員以外の職員	一般職員	期末手当	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55	月 1.20	月 1.35	月 2.55
		勤勉手当	月 0.75	月 0.75	月 1.50	月 0.75	月 0.80	月 1.55	月 0.775	月 0.775	月 1.55
		計	月 1.95	月 2.10	月 4.05	月 1.95	月 2.15	月 4.10	月 1.975	月 2.125	月 4.10
	特定幹部職員	期末手当	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15	月 1.00	月 1.15	月 2.15
		勤勉手当	月 0.95	月 0.95	月 1.90	月 0.95	月 1.00	月 1.95	月 0.975	月 0.975	月 1.95
		計	月 1.95	月 2.10	月 4.05	月 1.95	月 2.15	月 4.10	月 1.975	月 2.125	月 4.10
再任用職員	一般職員	期末手当	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375	月 0.64	月 0.735	月 1.375
		勤勉手当	月 0.375	月 0.375	月 0.75	月 0.375	月 0.40	月 0.775	月 0.385	月 0.390	月 0.775
		計	月 1.015	月 1.11	月 2.125	月 1.015	月 1.135	月 2.15	月 1.025	月 1.125	月 2.15
	特定幹部職員	期末手当	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175	月 0.54	月 0.635	月 1.175
		勤勉手当	月 0.475	月 0.475	月 0.95	月 0.475	月 0.50	月 0.975	月 0.485	月 0.49	月 0.975
		計	月 1.015	月 1.11	月 2.125	月 1.015	月 1.135	月 2.15	月 1.025	月 1.125	月 2.15

特定任期付 職員	期末 手当	月 1.53	月 1.53	月 3.06	月 1.53	月 1.57	月 3.10	月 1.55	月 1.55	月 3.10
任期付研究 員	期末 手当	月 1.53	月 1.53	月 3.06	月 1.53	月 1.57	月 3.10	月 1.55	月 1.55	月 3.10

(4) 特殊勤務手当の見直し

水防作業等手当を見直し、国家公務員に準じて、異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場等で行う作業に従事したときは、1日当たり2,160円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額の特殊勤務手当（災害応急作業等手当）を支給すること。（職員の給与に関する条例第13条第2項関係）

(5) 特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例の新設

ア 特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業に従事したときは、1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給すること。（職員の給与に関する条例附則第15項、公立学校職員の給与に関する条例附則第16項及び警察職員の給与に関する条例附則第15項関係）

イ 原子力緊急事態宣言があった場合で、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力事業所の敷地内又はその周辺の区域等で行う作業に従事したときは、1日当たり4万円（公立学校職員の給与に関する条例の適用を受ける者にあつては、2万円）を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給すること。（職員の給与に関する条例附則第16項、公立学校職員の給与に関する条例附則第17項及び警察職員の給与に関する条例附則第16項関係）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は平成29年4月1日から、2の(3)の平成29年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。ただし、2の(2)及び2の(3)の平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成30年4月1日から施行する。

### 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月12日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給料月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするとともに、特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたこと等を考慮し、国家公務員に準じた措置を講ずるよう必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表  
新 旧

(第7条関係)

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

公立学校職員の給与に関する条例 (抜粋)

(給料表等)

(給料表等)

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第1)

(1) 小学校・中学校等教育職給料表 (別表第1)

(2) 高等学校等教育職給料表 (別表第2)

(2) 高等学校等教育職給料表 (別表第2)

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和29年高知県条例第34号) 別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例 (昭和29年高知県条例第34号) 別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

3・4 略

3・4 略

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

第5条の2 教育委員会は、人事委員会の定めるところに従い、それぞれの職員が、その毎月の給料の支給を受けるよう、この条例を適用しなければならない。

(再任用職員の給料月額)

(再任用職員の給料月額)

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の2 法第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員 (以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間

第7条の3 再任用職員で、法第28条の5第1項に規定する短時間

勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当

勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額、前条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額に、勤務時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当

基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額

3～5 略

附 則

1～15 略

(特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例)

16 職員が、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたものをいう。）に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、第16条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特務手当を支給する。

17 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があつた場合で、職員が原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるもの（以下この項において「特定原子力事業所」という。）に係る原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示に基づき設定された区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業（特定原子力事業所の敷地内において行う作業を除く。）に従事したときは、第16条第2項に規定するもののほか、当該作業に従事した日1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特務手当を支給する。

基礎額に100分の37.5を乗じて得た額の総額

3～5 略

新 旧 対 照 表 (第8条関係)

新  
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の77.5を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の38.5、12月

旧  
公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（勤勉手当）

第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

（1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の80を乗じて得た額の総額

（2） 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の40を乗じて得た額の総額



に支給する場合においては100分の39を乗じて得た額の総額

3～5 略

3～5 略

《条例議案の概要》

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

1 条例改正の目的

この条例は、高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成 29 年 10 月 12 日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、公立学校職員の給与に関する条例（以下「公立学校職員の条例」という。）の一部を改正し、初任給及び若年層に重点を置いた給料月額及び教職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものである。

2 主な改正の内容

(1) 給料表の改定（公立学校職員の給与に関する条例別表第 1 及び別表第 2）

上級試験（大卒程度）採用職員の初任給を 1,600 円引き上げることとし、若年層の給料月額についても同程度の改定を行う。

その他については、それぞれ 200 円引き上げを基本とする。

再任用職員の給料月額についても、この取り扱いに準じて改定を行う。

(2) 期末手当及び勤勉手当（引き上げは勤勉手当のみ）

ア 一般の教職員の年間支給月数を 4.05 月から 4.10 月（+0.05 月）とする。

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 1 号〕

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 1.20 勤勉手当 0.75 計 1.95	期末手当 1.35 勤勉手当 0.75 計 2.10	期末手当 2.55 勤勉手当 1.50 計 4.05
改 正 後	平成29年度	期末手当 1.20 勤勉手当 0.75 計 1.95	期末手当 1.35 勤勉手当 <u>0.80</u> 計 <u>2.15</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.55</u> 計 <u>4.10</u>
	平成30年度以降	期末手当 1.200 勤勉手当 <u>0.775</u> 計 <u>1.975</u>	期末手当 1.350 勤勉手当 <u>0.775</u> 計 <u>2.125</u>	期末手当 2.55 勤勉手当 <u>1.55</u> 計 <u>4.10</u>

イ 再任用職員の年間支給月数を 2.125 月から 2.15 月（+0.025 月）とする。

〔公立学校職員の条例第 23 条第 2 項第 2 号〕

区 分		6 月	12 月	合 計
現 行		期末手当 0.640 勤勉手当 0.375 計 1.015	期末手当 0.735 勤勉手当 0.375 計 1.110	期末手当 1.375 勤勉手当 0.750 計 2.125
改 正 後	平成29年度	期末手当 0.640 勤勉手当 0.375 計 1.015	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.400</u> 計 <u>1.135</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.775</u> 計 <u>2.150</u>
	平成30年度以降	期末手当 0.640 勤勉手当 <u>0.385</u> 計 <u>1.025</u>	期末手当 0.735 勤勉手当 <u>0.390</u> 計 <u>1.125</u>	期末手当 1.375 勤勉手当 <u>0.775</u> 計 <u>2.150</u>

### 3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、2の(1)は平成29年4月1日から、2の(2)の平成29年12月期の期末手当及び勤勉手当に係るものは同年12月1日から適用する。

ただし、2の(2)の平成30年度以降の期末手当及び勤勉手当に係るものは平成30年4月1日から施行する。

## 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について

### 1 条例改正の目的

この条例は、著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害に係る災害対策基本法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置されたもの(以下「特定大規模災害」という。)等に対処するための特殊勤務手当の特例を規定した人事院規則が施行されたことを考慮し、職員に対して支給する特殊勤務手当の改正をしようとするものである。

#### 人事院規則が改正された背景

東日本大震災の発災を受け、東日本大震災以外の特定大規模災害等が発生した場合においても、国家公務員が被災者支援活動に従事した場合に、東日本大震災に対処するための特殊勤務手当と同様の手当を速やかに措置できるよう、特殊勤務手当の特例措置(の枠組み)が設けられたもの。

### 2 対象条例

公立学校職員の給与に関する条例

### 3 主要な改正内容

#### ■ア 特定大規模災害に対処するための死体処理に係る特殊勤務手当の新設

職員が特定大規模災害に対処するため死体の取扱いに関する作業で人事委員会が定めるものに従事したときは、1日当たり4,000円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給する。

#### 想定される教職員が従事する業務

##### 【学校が避難所になった場合】

避難所に指定(指定は学校の承諾を得て市町村が行う。)されている学校では、発災後、一定期間は、学校の教職員が施設管理者という点も踏まえて、避難所の立ち上げや避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。

また、特別支援学校においては、障害者が利用するにあたって配慮も進んでいることから、福祉避難所に指定されている学校もある。

避難所(学校)で亡くなられた方がいた場合には、その状況に応じて、遺体の搬送等の作業に従事せざるを得ないことが想定される。

##### 【教職員に応援依頼があった場合】

災害対策基本法第68条(都道府県知事等に対する応援の要求等)に基づき、「地域防災計画」で定められた市町村が行う遺体の搬送等の作業に従事する。

■イ 特定原子力事業所等における作業の特殊勤務手当の新設

原子力緊急事態宣言があった場合で、当該原子力緊急事態宣言に係る原子力事業所周辺の区域等を考慮して人事委員会が定める区域において行う作業に従事したときは、1日当たり2万円を超えない範囲内で人事委員会が定める額の特殊勤務手当を支給すること。

想定される教職員が従事する業務

○「高知県原子力災害避難等実施計画（平成28年8月策定）」においては、原子力発電所から半径50km圏内やその近隣地での実施を想定するが、気象条件などによっては放射性物質がより広範囲に到達する可能性があることから、四万十市や梶原町以外の市町村も原子力災害対策措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に指定される可能性がある。

○発災後、市町村が避難所を立ち上げるまでの一定期間は学校が避難所運営に可能な限り協力することが文部科学省から通知されているため、教員が児童生徒・地域住民の安全確保及び避難所運営等を行うことが想定される。

また、学校を避難所として開設後、避難指示が出た場合、児童生徒・地域住民の避難誘導等の支援を行うことも想定される。

○災害対策基本法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）に基づき、「地域防災計画」で定められた市町村が行う以下の業務を応援する。

- ・住民への避難等の指示
- ・避難所の確保、開設及び運営

●原子力災害対策特別措置法第17条第9項に規定する緊急事態応急対策実施区域に所在する原子力事業所のうち人事委員会が定めるものの敷地内において行う作業について

→教職員については、当該業務に従事することが想定されないため、規定しない。

（知事部局、警察は規定する。）

■ウ 災害応急作業等の手当の新設

□職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した場合で、応急作業等に従事したときに手当を支給する。（現在の水防作業手当を見直す（知事部局））

□特定大規模災害に対処するため応急作業等に従事したときは、手当を支給する。（引き続き5日以上従事した場合には、100/100を超えない範囲で手当額を加算する。）

→教職員については、当該業務に従事することが想定されないため、規定しない。

（知事部局は規定する。警察は既に規定済。）

4 施行期日等

公布の日から施行する。

ここでの応急作業等とは、

- ・道路・河川等の被害状況に関する調査
- ・危険個所の監視、緊急工事のための現地調査及び監督 などの業務を想定している。

# 特定大規模災害に対処するための特殊勤務手当の対象業務のイメージ

		知事部局職員	公立学校職員	警察職員
ア	死体処理関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村からの応援要求(災対基本法第68条)に基づく</li> <li>・遺体の搬送</li> <li>・遺体の火葬</li> <li>・遺体の埋葬</li> <li>・身元識別等ができない遺体の洗浄等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市町村からの応援要求に基づく</li> <li>・遺体の搬送等(避難所運営に伴うもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行方不明者を発見した際の収容</li> <li>・医療施設等への搬送</li> <li>・身元識別等ができない遺体の洗浄等</li> <li>・遺体収容施設における身元確認</li> <li>・遺族への遺体の引き渡し</li> </ul>
イ	原子力事業所等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知県原子力災害避難等実施計画に基づく</li> <li>・愛媛県災害対策本部から本県への情報の伝達</li> <li>・空間放射線量の緊急モニタリング</li> <li>・道路啓開</li> <li>・避難住民に対するスクリーニング及び除染</li> <li>・摂取制限等する飲食物の収集運搬及びモニタリング</li> <li>●市町村からの応援要求に基づく</li> <li>・住民への避難等の指示</li> <li>・避難所の確保・開設及び運営</li> <li>・避難手段の確保</li> <li>・避難物資の確保</li> <li>・安定ヨウ素剤の配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高知県原子力災害避難等実施計画に基づく</li> <li>・教職員及び児童生徒の安全確保のための避難誘導等</li> </ul>	<p>特定原子力事業所敷地内における、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・正門出入り車両及び敷地内移動車両を監視する駐留警戒</li> <li>・車両による敷地内の流動警戒</li> <li>・正門警備所でのモニター監視警戒</li> </ul> <p>人事委員会が定める区域における、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定原子力事業所への立ち入り車両の検問</li> <li>・不審車両、不審者に対する職務質問</li> <li>・検問場所でのモニタリング</li> <li>・区域境界等の無人バリケードの確認</li> <li>・指定ポイントにおける駐留警戒</li> <li>・原発反対派等による抗議事案への対応</li> </ul>
ウ	災害応急作業等関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川等の被害状況に関する調査及び危険箇所の監視</li> <li>・二次災害防止のための危険箇所への立入禁止等を行う作業</li> <li>・緊急工事及び災害復旧工事のための現地調査の業務</li> </ul>	なし	<p>【災害警備等作業手当】</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、個人の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持することを目的とする一連の警察活動</p> <p>(被害実態の把握、被災者の救出・救助、交通の混乱防止、犯罪の予防・取締り、緊急輸送の確保、危険箇所の警戒、広報活動、災害復旧に対する協力等)</p>